

電気設備の設工認変更手続きに関するご相談について

1. はじめに

リサイクル燃料備蓄センターの電気設備に関しては、設工認(分割第1回)において、既設電源車と同一仕様の電源車1台を予備として保有することで補正申請を行い、令和3年8月20日に認可を受けていた。

設工認の認可に伴い、予備の電源車として、既設電源車と同一仕様の電源車を調達すべく、購入先と仕様調整を行ってきたが、既設電源車の発電用原動機が製造中止となっており、既設電源車と同一仕様の電源車については調達できないことが判明した。

また、自動車保安基準の改正により、転倒しても燃料が漏れない強度のある燃料タンクが要求されることとなったため、燃料タンクの材料、肉厚、内部構造などが見直しされ、燃料タンクの容量が小さくなっていることも判明した。

上記から、燃料消費量(L/h)及び燃料タンク容量(L)等が同一仕様とならないことが判明し、これにより、設工認(分割第1回)で認可された電源車及び軽油貯蔵タンク(地下式)の要目表、添付書類について、記載の変更が発生する見通しとなった。

このような状況を踏まえ、令和4年1月11日に行政相談を実施させていただいており、変更手続きに際しては、設工認(分割第1回)で確認されている記載の誤りの訂正、記載の適正化についても合わせて実施することとしていた。

この度、電気設備に関する変更手続きについて、改めてご相談させていただくものである。

2. 変更手続きについて

今回の変更概要について以下の2.(1)~2.(3)項に示すとともに、変更概要を踏まえた手続きについて3.項に示す。なお、2.(1)~2.(3)項を踏まえた設工認図書の変更予定箇所については、添付資料-(1)に示す。

(1) 電源車及び軽油貯蔵タンク(地下式)の要目表の変更について

① 電源車の燃料消費量と燃料タンクの記載変更

設工認(分割第1回)では予備の電源車を保有することとし、電源車の要目表には、既設の電源車と予備の電源車は同一仕様であるものとして認可を受けている。

しかし、予備の電源車の調達にあたり、既設の電源車と同一の燃料消費量と燃料タンク容量(公称値)を有する電源車を調達できないことが判明した。電

源車は一般産業用工業品であり、今後も電源車取替の都度、同一仕様品を調達できず、要目表の記載が変更となる可能性がある。

そのため、電源車取替の都度、要目表の記載の変更を必要としない対応ができるように、燃料消費量と燃料タンク容量の記載については、設計上の要求値のみを記載することとしたい。

② 軽油貯蔵タンク（地下式）の容量（設計確認値）の記載変更

電源車の燃料消費量の変更に伴い、軽油貯蔵タンク（地下式）の要目表に記載されている同タンク容量の設計確認値も変更となる。なお、同タンクの公称値：4,000L/基に変更は無く、工事の変更を伴うものでもない。

③ 電源車の要目表への力率の記載の追加

今後の電源車の使用前事業者検査（機能・性能検査（二号検査））において、定格出力として200kWを確認する予定である。

ここで、現在の要目表では、定格容量250kVAの記載のみであり、定格出力200kWの記載がない。今後の使用前事業者検査を適正に実施する観点から、定格出力算定の根拠となる力率についても追記することとしたい。

(2) 電源車仕様変更に伴う竜巻及び外部火災に対する保守性の確保

① 竜巻に対する保守性の確保

電源車は竜巻に対する固縛対象設備であり、固縛装置の評価に際しては、電源車の外形寸法等が評価条件となる。今回、予備の電源車の外形寸法の一部が、既設の電源車の外形寸法よりも大きくなっていることから、今回の変更手続きにおいては、固縛装置について再評価した結果に変更させていただきたい。

なお、再評価に用いた外形寸法の一部については、将来の電源車取替においても変更手続きが生じないように、電源車1と電源車2の外形寸法を包絡し、且つ、固縛装置の裕度に影響の無い範囲で、余裕（保守性）を持った値を設定した。これにより、将来の電源車取替時に外形寸法が変わった場合でも、保守性を持った値の範囲内であれば再評価は不要とさせていただきたい。

② 外部火災に関する保守性の確保

電源車は軽油を燃料としていることから、火災時において、使用済燃料貯蔵建屋への影響を考慮すべき設備の一つである。電源車は一般産業用工業品であることから、将来の電源車取替時に燃料タンク容量及び外形寸法（以下「燃料タンク容量等」という）の仕様が変更となり、外部火災の影響評価について再評価が生じる可能性がある。

このため、既設の電源車の燃料タンク容量等に対して、より大型の電源車の燃料タンク容量等から保守的な値を設定して再評価を実施し、問題ないことを確認した。

以上を踏まえ、今回、保守的な燃料タンク容量等で再評価した結果に変更させていただくとともに、将来の電源車取替時に燃料タンク容量等に変更が生じた場合においても、保守性を持った値の範囲内であれば、外部火災に関する再評価は不要とさせていただきたい。

(3) 記載の適正化及び誤記訂正について

今回の変更に合わせて、電気設備の図書全般にわたり、記載の適正化（分割第1回と分割第2回の記載の整合、使用前事業者検査を踏まえ機器配置図等に盤銘板名称を追記、自主設備の反映など）及び、誤記訂正を実施させていただきたい。

3. 今回の変更手続きについて

原子力規制庁殿HP上の「新規制基準適合性に係る審査・検査の流れ」において、参考資料として掲載されている「試験研究用原子炉施設に関する審査業務の流れについて」（以下【資料①】）及び、加工施設の届出実績（例：「核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の軽微な変更の届出」）（以下【資料②】）を参考に検討を行った。

【資料①】：別添参照

「4. 認可を受けた設計及び工事の計画を変更する場合（使用前確認証交付前の工事）」において、「認可に当たっては、法第27条第3項に基づき許可との整合性及び技術基準適合性の確認を行っていることから、本条項に規定される保全上支障のない変更当たるか否か及びその際の手続き（認可、届出又は手続不要）については、変更の内容が技術基準への適合に影響を及ぼさないことを前提に、上記3. ^{注釈}の考え方に加え、次の観点（【保全上支障のない変更の確認の観点】）を踏まえ個々に確認を行う。」と記載されている。【保全上支障のない変更の確認の観点】に対し、今回の変更内容を照らし合わせた結果、今回の変更内容は保全上支障のない変更であると考える。

注釈：「3. 認可を要する手続きの検討（設置又は変更の工事）」

実用炉では、「実用炉規則別表第一と合わせて、工事計画の手続きについて、設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲を「発電用原子炉の設計及び工事の計画に係る手続きガイド」で定めている。試験研究用等原子炉においても、実用炉の工事計画手続きガイドを参考とし、試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事として認可を必要とすることが明らかと考えられる工事について、以下のとおり整理を行った。」旨が記載されている。

<表>

【保全上支障のない変更の確認の観点】	左記観点と今回の変更内容との比較
・変更の内容が、設備の仕様の変更であって性能に影響を及ぼすものでないこと。また、他の安全設備に対して、影響を及ぼさないこと。 (例)仕様図面上の位置の変更、設備部材の一部材料の変更(同等以上の強度を有する規格への変更)、明らかな誤記等の修正	電源車の要目表に記載されている仕様の変更であるが、電源車の性能(定格出力や給電時時間)に変更は無く、他の安全設備に対しても影響を及ぼすものではない。また、電源車以外の電気設備において、記載の適正化や誤記訂正もあるが、性能や安全設備に影響を及ぼすものではない。
・変更の内容に対して、認可を得た工事の方法(工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法)に変更がなく、使用前事業者検査が実施可能であること。	今回の変更は、認可を得た工事の方法に影響は無い。力率については、使用前事業者検査を適正に実施できるよう、追記するものである。

【資料②】：別添参照

加工施設の仕様表(当社申請書においては要目表相当の図書と考える)の記載を変更しているが、「仕様の記載を適正化するため」・「本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である」等の変更理由においては、「届出」としている。

今回の電源車に関する変更内容については、要目表の変更となるが、一般産業用工業品導入に際しての、仕様の記載の適正化であり、適合性評価における影響がなく、且つ、貯蔵施設の保全上支障のない変更であると考えられる。

【結論】

以上、(1)～(3)項の変更概要について、関係法令等を踏まえて検討した結果、今回の変更内容については、変更手続きとしては「届出」としたいと考える。

4. 添付資料

(1) 変更申請予定箇所

以上

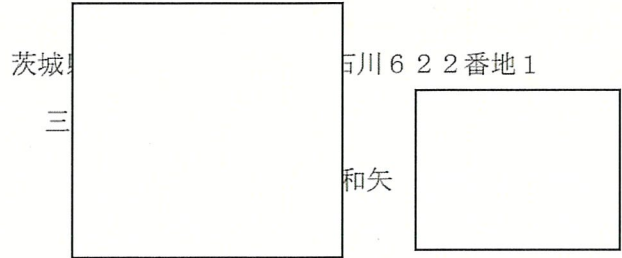
資料①

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	各規則	試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて																																																
<p>○第四章 第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制 (設計及び工事の計画の認可)</p> <p>第二十七条 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、「設計及び工事の計画」について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。<u>ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>2 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないもの<u>その他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更</u>とする。</p> <p>(略)</p>	<p>本条項に規定される保全上支障のない変更に当たるか否か及びその際の手続き（認可、届出又は手続不要）については、変更の内容が技術基準への適合に影響を及ぼさないことを前提に、上記3.の考え方に加え、次の観点を踏まえ個々に確認を行う。</p> <p>【保全上支障のない変更の確認の観点】</p> <p>・変更の内容が、設備の仕様の変更であって性能に影響を及ぼすものでないこと。</p> <p>また、他の安全設備に対して、影響を及ぼさないこと。</p> <p>(例)仕様図面上の位置の変更、設備部材の一部材料の変更（同等以上の強度を有する規格への変更）、明らかな誤記等の修正</p> <p>・変更の内容に対して、認可を得た工事の方法（工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法）に変更がなく、使用前事業者検査が実施可能であること。</p>																																																
<p>○第五章 貯蔵の事業に関する規制 (設計及び工事の計画の認可)</p> <p>第四十三条の八 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事（使用済燃料又は使用済燃料よつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、使用済燃料貯蔵施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。<u>ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。</p> <p>一 その設計及び工事の計画が第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。</p> <p>二 使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>4 前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。</p> <p>5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)</p> <p>第三条の二 法第四十三条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。</p> <p>2 法第四十三条の八第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないもの<u>その他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更</u>とする。</p> <p>3 法第四十三条の八第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">試験炉規則第2条の2第2項に定める軽微な変更の事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>届出日</th> <th>事業者名(施設名)</th> <th>届出による変更の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成25年12月13日</td> <td>京都大学 (KUR及びKUCA)</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備の一部更新工事に係る排水管の配置等の一部変更</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和元年9月4日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)</td> <td>原子炉建屋屋根の耐震改修に係る設計仕様のうち、同等の耐力を有する鋼材への鋼材種類の変更</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和元年12月18日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)</td> <td>排気筒の耐震改修に係る設計仕様のうち、排気筒基礎に使用する鉄筋鋼材種類の変更</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和元年12月23日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)</td> <td>実験利用棟の耐震改修のうち、以下の点を変更 (1) 設計仕様について、既存部材の届付状態等により同等以上の耐震性を確保した上で耐震スリットの位置を見直すことができるよう注釈を追加 (2) 図面の誤記の修正</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>令和2年3月18日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)</td> <td>排気筒の耐震改修に係る設計仕様のうち、排気筒支持鉄塔の基礎柱に用いる帯筋の継手について、フレア溶接に係る記載を追加</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>令和2年12月18日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)</td> <td>図面の誤記の修正（自動火災報知設備及び消火設備の設置場所に関する図面の一部について、消火栓及び消火器記載を修正）</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>令和3年2月1日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)</td> <td>設計仕様の誤記の修正（冠水維持機能喪失時用給水設備の電源ケーブルに関するJIS規格の修正）</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>令和3年3月17日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(HITR)</td> <td>工事の方法のうち、使用前事業者検査の項目及び方法に関する記載の誤記の修正（火災対策機器（火災感知器、消火器、消火栓等））</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>令和3年8月20日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(放射性廃棄物の廃棄施設)</td> <td>津波防護対策のうち、保管廃棄施設に係る津波防護壁の鋼製ゲートの材料(SUS316L)の規格について、同等以上の耐力を確保した上でJIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板)からJIS G 4304(熱間圧延ステンレス鋼板)に変更</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>令和4年2月28日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(STACY)</td> <td>図面の誤記の修正（配管寸法及びレジュマ寸法の表記箇所、並びに構造図及び部品表に示すサポート数の修正）</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>令和4年3月31日</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(放射性廃棄物の廃棄施設)</td> <td>設計仕様のうち、溢水防護カバーの図面について寸法の公差を追記</td> </tr> </tbody> </table> <p><上記軽微な変更の事例と今回の変更内容との比較></p> <p>○電源車に関する要目表の変更は、一般産業用工業品である電源車の設計仕様（「燃料消費量」・「燃料タンク容量」）を変更するものである。合わせて、軽油貯蔵タンク（地下式）に関する要目表の変更は、電源車の燃料消費量の変更に伴い、軽油貯蔵タンクの容量の設計確認値を変更するものである。何れの変更も上記事例のNo.4の事例と類似している。</p> <p>○電源車の力率の追記については、元々有している設計仕様を追記するものであり、No.5の事例と類似している。</p> <p>○その他記載の適正化（誤記修正など）については、複数の事例で、軽微な変更の事例が挙げられている。</p>	番号	届出日	事業者名(施設名)	届出による変更の概要	1	平成25年12月13日	京都大学 (KUR及びKUCA)	液体廃棄物の廃棄設備の一部更新工事に係る排水管の配置等の一部変更	2	令和元年9月4日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	原子炉建屋屋根の耐震改修に係る設計仕様のうち、同等の耐力を有する鋼材への鋼材種類の変更	3	令和元年12月18日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	排気筒の耐震改修に係る設計仕様のうち、排気筒基礎に使用する鉄筋鋼材種類の変更	4	令和元年12月23日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	実験利用棟の耐震改修のうち、以下の点を変更 (1) 設計仕様について、既存部材の届付状態等により同等以上の耐震性を確保した上で耐震スリットの位置を見直すことができるよう注釈を追加 (2) 図面の誤記の修正	5	令和2年3月18日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	排気筒の耐震改修に係る設計仕様のうち、排気筒支持鉄塔の基礎柱に用いる帯筋の継手について、フレア溶接に係る記載を追加	6	令和2年12月18日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	図面の誤記の修正（自動火災報知設備及び消火設備の設置場所に関する図面の一部について、消火栓及び消火器記載を修正）	7	令和3年2月1日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	設計仕様の誤記の修正（冠水維持機能喪失時用給水設備の電源ケーブルに関するJIS規格の修正）	8	令和3年3月17日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(HITR)	工事の方法のうち、使用前事業者検査の項目及び方法に関する記載の誤記の修正（火災対策機器（火災感知器、消火器、消火栓等））	9	令和3年8月20日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(放射性廃棄物の廃棄施設)	津波防護対策のうち、保管廃棄施設に係る津波防護壁の鋼製ゲートの材料(SUS316L)の規格について、同等以上の耐力を確保した上でJIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板)からJIS G 4304(熱間圧延ステンレス鋼板)に変更	10	令和4年2月28日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(STACY)	図面の誤記の修正（配管寸法及びレジュマ寸法の表記箇所、並びに構造図及び部品表に示すサポート数の修正）	11	令和4年3月31日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(放射性廃棄物の廃棄施設)	設計仕様のうち、溢水防護カバーの図面について寸法の公差を追記
番号	届出日	事業者名(施設名)	届出による変更の概要																																															
1	平成25年12月13日	京都大学 (KUR及びKUCA)	液体廃棄物の廃棄設備の一部更新工事に係る排水管の配置等の一部変更																																															
2	令和元年9月4日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	原子炉建屋屋根の耐震改修に係る設計仕様のうち、同等の耐力を有する鋼材への鋼材種類の変更																																															
3	令和元年12月18日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	排気筒の耐震改修に係る設計仕様のうち、排気筒基礎に使用する鉄筋鋼材種類の変更																																															
4	令和元年12月23日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	実験利用棟の耐震改修のうち、以下の点を変更 (1) 設計仕様について、既存部材の届付状態等により同等以上の耐震性を確保した上で耐震スリットの位置を見直すことができるよう注釈を追加 (2) 図面の誤記の修正																																															
5	令和2年3月18日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	排気筒の耐震改修に係る設計仕様のうち、排気筒支持鉄塔の基礎柱に用いる帯筋の継手について、フレア溶接に係る記載を追加																																															
6	令和2年12月18日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	図面の誤記の修正（自動火災報知設備及び消火設備の設置場所に関する図面の一部について、消火栓及び消火器記載を修正）																																															
7	令和3年2月1日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(URR-3)	設計仕様の誤記の修正（冠水維持機能喪失時用給水設備の電源ケーブルに関するJIS規格の修正）																																															
8	令和3年3月17日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(HITR)	工事の方法のうち、使用前事業者検査の項目及び方法に関する記載の誤記の修正（火災対策機器（火災感知器、消火器、消火栓等））																																															
9	令和3年8月20日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(放射性廃棄物の廃棄施設)	津波防護対策のうち、保管廃棄施設に係る津波防護壁の鋼製ゲートの材料(SUS316L)の規格について、同等以上の耐力を確保した上でJIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板)からJIS G 4304(熱間圧延ステンレス鋼板)に変更																																															
10	令和4年2月28日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(STACY)	図面の誤記の修正（配管寸法及びレジュマ寸法の表記箇所、並びに構造図及び部品表に示すサポート数の修正）																																															
11	令和4年3月31日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(放射性廃棄物の廃棄施設)	設計仕様のうち、溢水防護カバーの図面について寸法の公差を追記																																															

資料

三原燃 第22-0140号
令和4年7月12日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計 及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年2月25日付け原規規発第2102254号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月23日付け三原燃第21-0331号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0470号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0568号、令和4年5月24日付け三原燃第22-0054号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-44 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{122} 混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	容器回転式
	主要な構造材	別表イ設-44
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{122} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 容器の直径 251mm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-35) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

292

変更後

表イ設-44 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{122} 混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>落下防止対策のため、容器ホルダを改造する。</u>	
員数	1基	
一般仕様	型式	容器回転式
	主要な構造材	別表イ設-44
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{122} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 容器の直径 251mm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-35) [4.2-設8] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

292

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

＜表＞変更申請予定箇所

No.	章番号		申請書名称	主な変更概要
1	別添Ⅱ	へ. 2	電気設備	電源車, 軽油貯蔵タンクの仕様変更
2	添付書類 3	添付 7-2-6	竜巻に対する電源車の固縛装置の評価方針	固縛装置の再評価
3	添付書類 3	添付 7-2-7	竜巻に対する電源車の固縛装置の影響評価	固縛装置の再評価
4	添付書類 3	添付 7-4-4	外部火災防護における評価方針	電源車による外部火災再評価
5	添付書類 3	添付 7-4-5-1	外部火災に対する使用済燃料貯蔵建屋の影響評価	電源車による外部火災再評価
6	添付書類 3	添付 16-1	電気設備に関する説明書	盤名称の明確化
7	添付書類 3	添付 17-6	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（電気設備）	電源車の仕様変更
8	添付書類 3	19-2-5-1	使用済燃料貯蔵建屋電気品室の機器配置図	盤名称の明確化
9	添付書類 3	19-2-5-2	使用済燃料貯蔵建屋の電気設備の機器配置図	盤名称の明確化
10	添付書類 3	19-2-5-4	受変電施設の機器配置図	盤名称の明確化
11	添付書類 3	19-2-5-7	軽油貯蔵タンク（地下式）の機器配置図	盤名称の明確化
12	添付書類 3	19-3-4-1	無停電電源装置の構造図	盤名称の明確化
13	添付書類 3	19-3-4-2	共用無停電電源装置の構造図	盤名称の明確化
14	添付書類 3	19-3-4-3(1)	電源車 1 の構造図, 補足	電源車の仕様変更
15	添付書類 3	19-3-4-3(2)	電源車 2 の構造図, 補足	電源車の仕様変更
16	添付書類 3	19-4-4-1	リサイクル燃料備蓄センターの単線結線図, 別紙負荷リスト	記載の適正化
17	添付書類 3	19-4-4-2	無停電電源装置の単線結線図, 別紙負荷リスト	記載の適正化
18	添付書類 3	19-4-4-3	共用無停電電源装置の単線結線図, 別紙負荷リスト	記載の適正化
19	添付書類 3	19-4-4-4	モニタリングポストの単線結線図, 別紙負荷リスト	記載の適正化
20	添付書類 3	19-4-4-5	電灯分電盤（保安灯）の単線結線図, 別紙負荷リスト	記載の適正化
21	添付書類 3	19-4-4-6	軽油貯蔵タンク（地下式）の系統図	記載の適正化